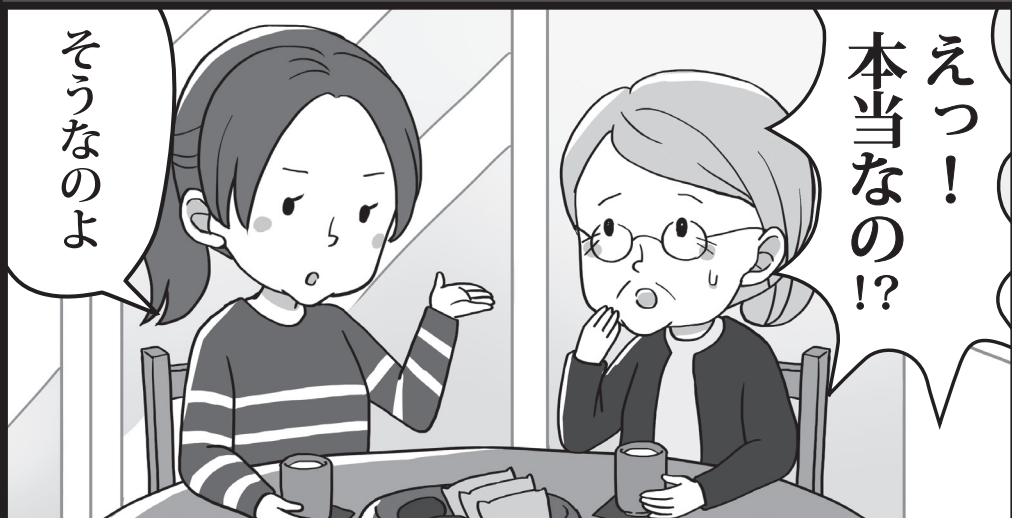


民営化前の郵便貯金の払戻しには期限があります!



ご家族にも
ご確認を!

郵政民営化前(2007年(平成19年)9月30日まで)にお預けいただいた

- 定額郵便貯金
- 定期郵便貯金
- 積立郵便貯金

は、法律の規定により、

満期後20年2か月経つと、払戻しが受けられなくなります。

「お預り年月日」が郵政民営化前までの郵便貯金は、

すべて **満期を過ぎています**ので、払戻しのお手続はお早めをお願いします。

※2007年(平成19年)10月1日以降お預け入れいただいた貯金は、この対象ではありません。

なお、郵便貯金証書または通帳をお預けになる場合は、「預り証」を必ずお受け取りください。



通帳・証書や印章が見当たらない場合や、郵便貯金のお取引内容にご不明な点がございましたら、**お近くの郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行まで、お気軽にご相談ください。**



【商品・サービスに関するお問い合わせ先】 ゆうちょコールセンター **0120-108420** (通話料無料)

受付時間: 平日/8:30~21:00、土・日・休日/9:00~17:00 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

郵政管理・支援機構(独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構) [電話] 03-5472-7101 (平日 9:30~12:00, 13:00~17:00)

※当機構は、平成19年9月30日までに郵便局にお預け入れいただいた、定額郵便貯金、定期郵便貯金および積立郵便貯金を管理しています。

詳しくは ▶ [郵便貯金](#) [機構](#) [検索](#)